事業者排出量削減計画書

						<u>"L</u>			之史			
(宛 先) 住所(法人にあっ	<u>京都府知事</u> ては、主たる事務所の所在地)		氏名((法人にる	あっては、	. 名利		令和 表者			月27日	
京都府南丹市園部町船阪町田1番地26			太陽機械工業株式会社代表取締役 社長 水主 吉彦 電話番号: 0771-63 -1700									
				電話	括番号	: 0771	1 - 63	-170	0			
主たる業種	自動車部分品・付属品製造業					j	細分類都	番号	3 1		1 3	
事業者の区分 京都府地球温暖化対策条例施行規則		I		_ ///		号 号又は第	3号					
		□ 第12条第1項第4号										
計 画 期 間				3 月ま	で							
基 本 方 針	省エネルギー省資源の推進、廃棄物の削減などIS014001の維持・改善により 4.0%以上の二酸化炭素排出量の削減を目指す。											
計画を推進するた めの体制	社長を最高責任者とし、エネルキ゛一管理統括者のもと、各部門長が、自部署を統括する「省エネ推進体制」に基ずき 実施計画の策定、目標管理アクションプラン進捗表により進捗管理をする。											
温室効果ガスの排 出の実績及び削減 の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (含和2~4年度)			第2年月(令和6年		第3年		増	減	率	
		() ()	2, 285.		2,285.4	,	, 285. 4	トン	-4. 9)	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2, 323.8 トン	2,097.	4 トン 2	2, 097. 4	トン 2	, 097. 4	トン	-9.7	7	パーセント	
	目 標 の 根 拠	設備の適正な運転	管理によ	る。								
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供する建 築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度		年度	第2年		第3年			減		
	園部工場 事業活動に伴う排出の量	(令和4年度)	(令和)	5 年度) 1.23	(令和6年 1.		令和 7年 1.	+度) . 23	-4. 65		パーセント	
											パーセント	
	原単位の指標及び目標の根拠	設備の適正な運転	管理によ	る。				II				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度		年度	第2年		第3年		備		考	
		(令和4年度)		5 年度) 2 パー セント		<u></u>	1.0	F 段 / パー セント				
具体的な取組及び 措置の内容	令和5年度	管理に努	_				271					
	令和6年度 設備の適正な運転			管理に努める。								
	令 和 7 年 度 設備の適正な運転管理に努める。											
通勤における自己 の自動車等を使え することを控えさ せるために実施し ようとする措置	指 直 の 内 谷 夫虺しない。											
	上 記 の 措 置 を 採 用 す る 理 由 公共交通機関の利用が難しいため。											
森林の保全及び整備、再生可能エネル ギーの利用その他の 地球温暖化対策によ り削減する量	区分	第1年度		第2年			第3年度		備		考	
	森林の保全及び整備によるもの	(令和5年月	トン	(令和6	<u>年度)</u> トン	(Д)	和7年周	トン				
	地域産木材の利用によるもの		トン		トン			トン				
	熱の供給によるもの		トン		トン			トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン			トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温 室効果ガスの吸収効果分の購入によるも の		トン		トン			トン				
	合 計	0.0	トン	0.	.0トン		0.0	トン				
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動												
特記事項	31年度より亀岡工場の生産を縮小しほぼ閉 第三計画期間からの超過削減量188トンのご			ン 、第 2	年度は188	3トン、	第3年	度は1	88トンラ	差し	<u></u> -	

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 - 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 - 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 - 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。